

秋田県ソフトボール協会

審判委員会運用規程

秋田県ソフトボール協会専門委員会 審判委員会

【委員会運営及び基本ルール】

第1条 秋田県ソフトボール協会審判委員会（以下、委員会）は、（公財）日本ソフトボール協会公認審判員規定及び秋田県ソフトボール協会運用規程第6条に従い運営、活動を行うものとする。

第2条 審判委員会は、本県ソフトボール審判員の技術向上と各種大会における審判業務の円滑な運営及びソフトボールの発展に資することを目的とする。

【事業】

第3条 審判委員会はその目的を達成するために次の事業を行うものとする。

- (1) 審判講習会の運営及び伝達講習会の開催
- (2) 各種大会への審判員の派遣・推薦
(派遣・推薦にあたっては、各支部との連携を密に行う)
- (3) 公認審判員認定会の開催
- (4) その他委員会の目的達成のために必要なこと

【委員会及び役員】

第4条 委員会は、日本ソフトボール協会公認審判員で秋田県ソフトボール協会支部規程第1条に基づく12支部のいずれかに所属した公認審判員によって構成する。

第5条 委員は毎年、秋田県ソフトボール協会運用規程第6条（3）で定めた登録料を別に定める期日までに支部協会を通じて県協会に納入しなければならない。

第6条 委員会は次の役員を置く。役員任期は2ケ年とし再任を妨げない。但し、任期の途中で交替した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名
- (3) 主任 若干名
- (3) 各支部審判長 12名
- (4) 総務・事務局 若干名

1. 役員任命

委員長は、県ソフトボール協会理事長が指名する。副委員長、主任、総務・事務局は、委員長が推薦し、理事長の承認を得た者とする。各支部審判長は12支部から推薦された者とする。

第7条 役員職務は次のとおりとする。

1. 委員長は審判委員会を代表し、会務を総理する。
2. 副委員長は、委員長を補佐し、会務を円滑に運営するために尽力する。委員長に事故ある時は、その職務を代行する。
3. 主任は、副委員長を補佐し、様々な方法を用いて会務を円滑に運営し遂行する手助けをする。

4. 各支部審判長は、各地区大会に関すること及び地元開催大会の運営を行う。さらに、県大会、東北大会、全日本大会開催の際は、全面協力する。
5. 協会主催、小学生、中体連、高体連の大会に関しては、委員長が監督・主将会議や代表者会議等に出席する。出席できない場合は、代行者を出席させる。
6. 総務・事務局は、役員を補佐する。各支部と様々な事案について連絡調整を行うと共に庶務、渉外、ライセンス管理、名簿作成を行う。

【会議】

- 第8条 委員会は、年1回全体会議を開催し、委員長が召集する。議題は、活動の基本ルールの確認、改正、会務の報告、技術向上のための審議・検討並びに事業・大会に関する協議、報告、その他必要と思われる事項。全体会議開催前に役員会を開催し、事前に議題を作成する。
- 第9条 委員会は、委員長、副委員長、主任、総務・事務局会議を主要大会前に委員長が召集し、開催する。議題は、審判員派遣、日程、大会の詳細等必要と思われる事項。

【審判員の移動】

- 第10条 審判員の支部間の異動については、転居・転勤等真にやむを得ないと判断される場合を除き原則認めない。移動については、審判委員長・審判委員会・秋田県ソフトボール協会理事長の承認を得て行う。
- 第11条 審判員が秋田県以外に移動した場合は、所定の手続きを行い継続認定する。

付 記

この運用規程は、平成28年4月1日から施行する。